

平成18年5月11日

郡市理事長 様
各種委員長 様
各種審判長 様
郡市審判長 様
審判員 様

(社)長崎県サッカー協会
専務理事 小川 勇二
審判委員長 今村 博巳

審判活動における審判証の提示について

時下、審判員の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。かねてより、本協会の事業推進のために御理解と御協力を賜りお礼申し上げます。

さて、標記の件について、昨年度他県において無資格審判員が全国大会予選の審判をしたことが発覚しました。よって、本県では今年度の県及び郡市協会主催の大会において審判証提示を義務づけたいと考えております。詳しくは下記をご参考にしてください。

今後の本県及び日本のサッカーの発展のためでもあります。趣旨ご理解の上ご協力よろしく申し上げます。

記

1 主催者側の場合

大会実施要項に各審判員が審判証の提示を大会本部にするように明記する。

2 審判割当側の場合

審判割当に大会本部に審判証の提示をするように明記する。

3 審判員側の場合

大会本部に審判証の提示を必ずする。
また、審判証には写真を添付すること。

お問い合わせは下記までお願いします。

(社)長崎県サッカー協会
TEL 095-829-3370
FAX 095-829-3371
受付時間 10:00~18:00(月~金)